

1710年・1711年伯耆国・美作国の地震と史料

矢田俊文(新潟大学人文学部)

§1. はじめに

近世におけるそれぞれの地震被害の全体像を明らかにするには、地震が起こった時期に記された史料を使用することが重要である。また、広域の被害を明らかにするためには藩が幕府に提出した被害報告書と藩の日記を検討することが重要である。宝永七年(1710)閏八月十一日に起こった地震、宝永八年(1711)二月一日に起こった地震は鳥取藩・津山藩という広域の支配領域を有する藩なので地震が起こった時期の鳥取藩・津山藩が幕府に報告した史料、藩によって記録された日記によって明らかにすることができる。

§2. 1710年伯耆地震・1711年伯耆・美作地震と史料

宝永七年閏八月十一日の地震については、鳥取県立博物館所蔵鳥取藩国元家老日記(表題「控帳」、以下鳥取藩国元家老日記と記す)と「鸚鵡籠中記」所収の尾張藩が入手した鳥取藩の幕府への被害報告が重要である。

鳥取藩国元家老日記宝永七年九月四日条には、「去月十一日未之下刻地震、西郡之内河村郡・久米郡・八橋郡、夥敷地震、死人・潰家・田地等々大分損シ候付、委細之書付差越、右之段於江戸御届之候」とあり、伯耆国河村郡(鳥取県湯梨浜町・倉吉市)、久米郡(倉吉市と北栄町の一部)、八橋郡(鳥取県琴浦町・北栄町の一部・大山町の一部)が死者・潰家を出す被害を受けたことがわかる。

また、鳥取藩の幕府への被害報告「未刻伯耆国地震損亡之覚」(「鸚鵡籠中記」)には、「死人 七十五人、潰家 千九十二軒」と報告されている。

約半年後の宝永八年二月一日の地震は伯耆国河村郡・久米郡の南部に隣接する美作国大庭郡・真島郡(現在の岡山県真庭市)に大きな被害を与えた。「津山藩日記」によると、「作州大庭郡・真島郡」の被害家屋数「百拾八軒 潰家、百四十一軒 半潰」であった。死亡者の記載はない。

§3. 1710年・1711年地震と伯耆・美作地域

1710年に伯耆で地震が起こった約半年後に美作で地震が起こった。この2つの地震の関係はどのようなものか。

伯耆に大きな被害をもたらした1710年地震は美作でも被害があった。「津山藩日記」宝永七年閏八月十九日条には、「去十一日地震ニ付、在中潰家・荒地・山崩・死人・死牛馬等有之旨、郡代より申出之」とあり、宝永七年閏八月十一日に美作でも潰家・死亡者を出

す被害があったことがわかる。

1711年に美作で被害を出した地震では、伯耆・因幡でも被害があった。関白近衛基熙の日記「基熙公記」宝永八年三月十一日条には「一、因幡・伯耆、去二月一日、地大変、人家三百八十餘ツブル、男女四人死、山崩・田畠所々皆無之由也」と記される。この史料からは因幡でも地震被害があったように読める。

「鳥取藩御目付日記」宝永八年二月二日条(「鳥取藩御目付日記」鳥取県立博物館所蔵)には、一日夕方の地震があったことが記されていて、藩が二月一日の地震を認識していることが確認できる。しかし、鳥取藩国元家老日記には、宝永八年二月一日の地震については記されていない。「大山寺諸事覚」(『鳥取県史第八巻近世資料』)には被害が記されているので、伯耆では被害があったが、因幡地域では被害がなかったのではないかと、「基熙公記」に記される因幡・伯耆の被害は、ほとんどが伯耆地域の被害を指しているのではなかろうか。

以上のことから、1710年・1711年ともに伯耆東3郡の河村郡・久米郡・八橋郡と美作西2郡の大庭郡・真庭郡で被害があったと考えるのが妥当と思われる。河村郡・久米郡・八橋郡の南に美作の大庭郡・真庭郡が位置する(図1)。1710年・1711年の地震は東伯耆と西美作の地域を中心とした地震といえよう。

1710年の地震では、伯耆東3郡の河村郡・久米郡・八橋郡で潰家1912軒、死亡者75人の被害を与え、美作地域にも被害を与えた。そして、約半年後の1711年の地震では、美作国大庭郡・真島郡に、潰家118軒、半潰141軒の被害を与え、伯耆東3郡を中心に潰家380余軒、死亡者4人の被害を与えたのであった。



図1 近世因幡・伯耆・美作国の郡境(郡境は徳永職男ほか1988,東昇2012による)